

「外国人戦後補償法」(試案)

戦後補償問題を考える弁護士連絡協議会
戦後補償立法を準備する弁護士の会

外国人戦後補償法（試案）について

1. はじめに
2. 本試案作成の経緯について
3. 外国人戦後補償法法律案の要綱
4. 外国人戦後補償法試案
5. 外国人戦後補償法試案についての、法律家・被害者支援団体のコメント
6. 戦後補償立法は必要であり可能である
7. 戦後補償に関する政府案を巡る経過の要約

1995年3月2日

戦後補償問題を考える弁護士連絡協議会

事務局長：藍谷邦雄

戦後補償立法を準備する弁護士の会

座長：今村嗣夫

事務局長：鈴木五十三

藍谷邦雄

永野貫太郎

高木喜孝

宮田信男

(案略) [志賞謝對難人国代]

1. はじめに

わが国は、台湾・朝鮮の植民地支配と中国大陆への侵略、それに続く「大東亜戦争」において、非人道的な人権侵害を行い、他のアジア諸国に居住あるいは滞在した多くの人々に対して甚大な被害を与えました。この歴史的事実については繰り返し深く謝罪し、反省するとともに、再び戦火を交えることのないよう憲法においても明記し、国際社会に誓約してきました。

しかし、これらの被害に対する償いは、各国政府との間では、それぞれの政府との賠償協定等によって履行されたものの、被害を直接被った個人に対する補償は、戦後半世紀に及ぶ今日に至るも未解決のまま放置されています。

こうした重大な人権侵害を、加害国であるわが国が認識してこなかった歴史を深刻に反省し、重ねて謝罪の気持ちを込めて、戦後補償法の制定を求め、そのための一助に本試案を提示するものです。

2. 本試案作成の経緯について

本試案は、「戦後補償立法を準備する弁護士の会」の試案です。

「戦後補償立法を準備する弁護士の会」は、「戦後補償問題を考える弁護士連絡協議会」（事務局長：藍谷邦雄）の内部部会として、同会に参加する有志弁護士により1994年11月11日に発足しました。発足時は、藍谷邦雄、今村嗣夫、鈴木五十三、高木喜孝、永野貫太郎、宮田信男を会員として、今村嗣夫が座長となりました。

「戦後補償立法を準備する弁護士の会」は、総合的観点（多数国におけるさまざまな非人道的行為を視野に置く）から日本国として戦後責任を果たすために、犠牲者個人々々に対する謝罪と金銭給付が行われなければならないとの観点から、すでに出されていた同会の鈴木五十三弁護士起草の私案を基に、犠牲者とその支援団体、代理人弁護士からの意見を参考にしうえて、法律家の立場からの立法試案を準備することを主な活動としています。

これまで会員による会合を持つ一方、「戦後補償問題を考える弁護士連絡協議会」の会合あるいは「戦後補償ネットワーク」での会合等で、参加弁護士、支援団体の方々からの意見をお聞きして、当初私案についてのコメントをまとめました。

多岐にわたり、またお互いに対立するコメントも出ましたが、そのままに表示することにしました。そうした対立のうえでも、なお、戦後補償という重要な問題の解決を目指すためには、謝罪と個人補償が必須という共通の認識のうえで、本試案が戦後補償をめざす国民的立法活動の叩き台として、その一助になることを願い、本試案を公表することにしました。

3. 外国人戦後補償法（試案）要綱

外国人戦後補償法の要綱は次のとおりです。

1. 目的

第二次世界大戦中に日本政府が行った非人道的国際法違反行為などにより被害を被った外国人の個人に対し、謝罪の意を表明するため補償金を支給すること。

2. 基金の設立

本部基金を東京に置き、その資本金は日本政府が拠出する。

3. 各国支部基金

各国に外国の支部基金を置くことができる。外国支部基金の出資金は本部拠出と民間団体や企業・個人からの拠出金とからなる。各国の外国支部基金の業務の遂行には、当該国の非政府系団体の参加を募る。

4. 補償支給金

基金の資本金は補償支給金およびその支払いのための事務にあてられる。

5. 補償金の支給を受ける者

日本政府が行った非人道的国際法違反行為等により被害を被った外国人である個人。非人道的国際法違反行為等とは、これに該当するものとして、基金が各国別に典型的に指定する日本政府の行為をいう。

6. 順次支給

基金は、日本政府の行為の違法性の程度と被害の重大性および救済の緊急性並びに実際の支給手続における難易などを勘案して、上記類型を順次追加することができる。

7. 補償支給金および支給手続

基金が、別に政令で定めるところにより、非人道的国際法違反行為等の各類型に応じて定める金額とする。支給は、各国外国支部基金が請求を受けてこれを裁定のうえ請求者に支給することができる。

4. 外国人戦後補償法（試案）

目次

第一章	総則
第二章	外国人戦後補償基金の設立
第三章	外国人戦後補償支給金
第四章	外国支部基金
第五章	運営審議会
第六章	本法の適用に関し必要な事項
	付則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、外国人戦後補償基金を設けることに関して必要な事項を定めるものとする。

（外国人戦後補償基金の目的）

第二条 外国人戦後補償基金は、日本国政府が第二次世界大戦中に行った非人道的国際法違反行為等によって被害を被った外国人の個人に対し補償支給金を支給することにより謝罪の意を明らかにすることを目的とする。

（必要な財政措置）

第三条 政府は、外国人戦後補償基金の目的を実現するため、平成七年度からできるだけ速やかに必要な財政上の措置を講ずる。

第二章 外国人戦後補償基金の設立

（法人格）

第四条 外国人戦後補償基金（以下「基金」という）は、法人とする。

（事務所）

第五条 基金は、主たる事務所（以下「本部基金」という）を東京に置く。

2 基金は、内閣総理大臣の認可を受けて、必要な外国に従たる事務所（以下「外国支部基金」という）を置く。

（資本金）

第六条 基金の資本金は、次に掲げる金額の合計とする。

（1）基金の設立に際し、政府が出資する金額。

（2）基金は、必要があるときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

（3）政府は、前項の規定により基金がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、基金に出資する。

（4）第十六条（2）により外国支部基金に対し出資された資本金。

（登記）

第七条 基金は政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第八条 基金でない者は、外国人戦後補償基金という名称を使用してはならない。

(民法の準用)

第九条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）、第五十条（法人の住所）、同五十二条乃至第五十九条（法人の理事及び監事）及び同第六十八条乃至第八十三条（法人の解散）の規定は、基金について準用する。

第三章 外国人戦後補償支給金

(基金資本金の支出)

第十条 基金は、資本金を戦後補償支給金の金額およびその支給事務のために支出する。

2 外国支部基金の資本金は、当該外国における戦後補償支給金の金額およびその支給事務のために支出する。

(非人道的国際法違反行為等および外国人戦後補償支給金の意義)

第十一条 非人道的国際法違反行為等とは、非人道的国際法違反行為およびこれに準ずる行為であって、基金より戦後補償支給金を支給すべきものとして、基金が各国別に典型的に指定する第二次世界大戦中の日本政府の行為をいう。

2 戦後補償支給金とは、別に政令で定めるところにより、非人道的国際法違反行為等の各類型に応じて、当該行為の被害者あるいはその他基金が指定する者に対して、日本政府の謝罪の意を表明するものとして基金が定める支給金額をいう。

3 基金は、非人道的国際法違反行為等の指定あるいはこれに対応する支給金額の定めにおいて、日本政府の行為の違法性の程度と被害の重大性および救済の緊急性並びに実際の支給手続における難易などを勘案して、指定行為の類型を順次追加することができる。

(戦後補償支給金を受ける権利の裁定) *

第十二条 戦後補償支給金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、基金が行う。

2 前項の規定による裁定の権限は、請求を行う者の国籍国の外国支部基金にこれを委任することができる。

(戦後補償支給金の支給手続)

第十三条 戦後補償支給金の支給を受けようとする者は、その国籍国の外国支部基金の定める請求書に、要求される証明書類を添えて提出しなければならない。

2 外国支部基金は、当該国に所在する非政府系機関を通じて戦後補償支給を受ける権利を有する者に対し支給することができる。

3 前項の場合は、外国支部基金は、前項の非政府系機関と戦後補償支給金の支給に関する取り決めを締結する。

第四章 外国支部基金

(外国支部基金)

第十四条 基金が、外国支部基金を置く場合は、当該外国支部基金は、当該国の実情を勘案したうえ、次条以下に定めるところにより運営される。

(外国支部基金資本金)

第十五条 外国支部基金は、それぞれ独立した会計単位を維持するものとし、その資本金は次に

掲げる金額の合計とする。

- (1) 当該外国支部基金の設立に際し、本部基金が出資する金額。
- (2) 当該外国支部基金に対し、本部基金以外の者が出資する金額。
- (3) 本部基金は、必要があるときには、当該外国支部基金の資本金を増加するため、本部基金を追加出資する。

(本部基金以外の出資者の公表)

第十六条 外国支部基金は、本部基金以外の出資者を募るとともに、出資者の氏名、名称を当該国において公表し、周知されるよう努める。

(外国基金支部の運営)

第十七条 外国支部基金は、支部長および運営審議会を置く。

- 2 支部長は支部を代表する。
- 3 外国支部基金は、基金の目的に賛同する当該国非政府系機関からの協力を得ることができ、また、これら機関の指名する者に運営審議会の審議員として参加を求めることができる。

(外国基金支部の法人化)

第十八条 第四条二項の規定にかかわらず、基金は、外国の法律あるいは外国の実情を勘案して、外国支部基金を、当該国の国内法に準拠して、独立の法人として設立することができる。

第五章 運営審議会

(運営審議会)

第十九条 基金は、運営審議会を置く。

- 2 運営審議会は、理事会の諮問に応じ、基金の業務運営に関する重要事項を審議する。
- 3 運営審議会は、基金の業務運営につき、理事会に対して意見を述べることができる。
- 4 運営審議会は、委員 以内で組織する。

(委員)

第二十条 委員は、基金の業務の適正な運営に適正な必要な学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、理事会が任命する。

- 2 委員の任期は、 年とする。
委員は再任されることができる。

第六章 本法の適用に関し必要な事項

(本法の適用に関し必要な事項)

第二十一条 本法の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

付則

この法律は公布の日から施行する。

5. 外国人戦後補償法試案についての、法律家・被害者支援団体のコメント

1. 目的

(要綱) 第二次世界大戦に日本政府が行った非人道的国際法違反行為などにより被害を被った外国人の個人に対し謝罪の意を表明するため補償金を支給すること。

- 1-1. 補償という言葉は、賠償に改めるべきである。補償は国家の適法行為に対する損害の填補を意味するのに対し、賠償は違法行為に対する損害の填補を意味する。個人の国に対する請求権は、日本国の国際法違反という違法行為に基づいて発生するものであるからその回復は賠償としてなされるべきものである。
- 1-2. 補償という言葉は必ずしも使用する必要はない。
国家の道義的責任に基づく個人補償という趣旨が実現されるなら「謝罪金」あるいは「見舞金」という表現でもよい。
- 1-3. この試案は政府の基金構想と混同される恐れがある。国家としての責任を認めないままの政府の「基金構想」とは異なることをハッキリさせるためには基金という言葉を使うべきではない。
- 1-4. 本立法案の公表が謝罪決議の要求、調査会設置法あるいは仲裁合意要求などの運動と矛盾しないように配慮すべきである。
- 1-5. 国は、個人被害者に対する国際法違反の責任の有無について、常設仲裁裁判所の仲裁付託に合意するとの条項を入れるべきである。
- 1-6. 謝罪は政府が行い、個々の犠牲者に直接文書で渡されるようにすべきである。
- 1-7. 謝罪は、過去の過ちについての歴史認識に基づくべきである。

2. 基金の設立

(要綱) 本部基金を東京に置き、その資本金は日本政府が拠出する。

- 2-1. 民間主体の基金集めでは不十分である。国家が謝罪の意思を示すものである必要があり、拠出者が政府であることを明確にしなければならない。
- 2-2. 基金の拠出と基金の支給先とは別である。基金の拠出が民間企業である場合には、各国基金への拠出だけというのでは、各国の基金額に差がでることが想定される。民間企業からの拠出は、中央基金に対してもできるようにしておき、それを各国の実状に応じて配分するようにすべきである。
- 2-3. 軍に関係した補償問題は政府、強制徴用は政府と企業との共同責任であるから行為類型によって責任の主体が違ってくるので、行為類型に合わせた基金拠出の方法を配慮しなければならない。
- 2-4. 民間からの資金をもっと積極的に集めるような法案とすべきである。
- 2-5. 基金への民間からの拠出は免税措置となるよう配慮すべきである。
- 2-6. 基金の所轄官庁を内閣とするか外務省あるいはその他の省ともするか検討すべきである。

3. 各国支部基金

(要綱) 各国に外国の支部基金を置くことができる。外国支部基金の出資金は本部拠出と民間団体や企業・個人からの拠出金とからなる。各国の外国支部基金の業務の遂行には、当該国の非政府系団体の参加を募る。

- 3-1. 各国別にした場合に、各国間で不平等が生じないように配慮する必要があるのではないか。各国別に民間資金が集められるとすると、経済的に関係の深い国に資金が集められてしまい、そうでない国から不満が出る恐れはないか。
- 3-2. 3-1を解決しようとする、民間資金の格差を補うように本部の基金が各国支部に配分されることになるが、今度はその平等不平等が問題にならないか。

4. 補償支給金

(要綱) 基金の資本金は補償支給金およびその支払いのための事務にあてられる。

- 4-1. 各国別の支払い金額は円建てで考えるのか各国現地通貨で考えるのか。

5. 補償金の支給を受ける者

(要綱) 日本政府が行った非人道的国際法違反行為等により被害を被った外国人である個人。非人道的国際法違反行為等とは、これに該当するものとして、基金が各国別に類型的に指定する日本政府の行為をいう。

- 5-1. 行為類型の定義で、「第二次世界大戦中の日本政府の行為」として、第二次世界大戦中とするのは、期間的に狭すぎる。
- 5-2. 行為類型を通じる指導原理は、人道的国際法違反行為あるいはこれに準ずる行為となっているが、これでよい。例えば、軍人恩給あるいは援護法に基づく受給資格を喪失した元日本国籍の外国人に対する補償も視野に入れるべきである。
- 5-3. 第二次世界大戦中ということによって日本政府の行為を時間的に限定しているが。それ以前の日中戦争、十五年戦争の開始時にまで少なくとも遡らないと、特に「慰安婦」問題はすべてをとらえられない。

6. 順次支給

(要綱) 基金は、日本政府の行為の違法性の程度と被害の重大性および救済の緊急性並びに実際の支給手続における難易などを勘案して上記類型を順次追加することができる。

7. 補償支給金および支給手続

(要綱) 基金が、別に政令で定めるところにより、非人道的国際法違反行為等の各類型に応じ、て定める金額とする。支給は、各外国支部基金が請求を受けてこれを裁定のうえ、請求者に支給することができる。

- 7-1. 個人への一時金だけでなく、それを支援する民間団体への援助金の支出も構想の内に入れられるべきである。
- 7-2. 民間団体を通じて支給がなされる場合でも、最終的には個人1人1人に渡されるような制度でなければならない。
- 7-3. 受給権者の範囲はどうするのか。犠牲者およびその遺族にまで及ぶのか。その場合の遺族の範囲は。
- 7-4. 裁定の手続については、仲裁制度を採用すべきである。
- 7-5. 金員の受給者には、各国の民間請求団体を加えるべきである。

6. 戦後補償立法は必要であり可能である

現在の政府・与党案

戦後補償に関する与党案は、1994年12月9日に正式に自民党、社会党、さきがけの与党政策調整会議が了承した与党「戦後50年問題プロジェクトチーム」採択の「いわゆる従軍慰安婦問題についての第一次報告」です。

同報告は、「本問題は、戦後50年を機会に、今日までの経緯と現実にかんがみ、わが国としては、道義的立場から、その責任を果たさなければならない」としたうえで、「これら元従軍慰安婦の人たちに対してお詫びと反省の気持ちから国民的な償いをあらわす」ために「国民参加のもとでの「基金」について検討し、同「基金」は、元従軍慰安婦として、耐え難い辛酸をなめた女性を対象とした措置を行う」としています。

政府は同報告に基づく措置の一環として、12月20日に内示された1995年度予算大蔵原案において民間基金による元慰安婦への「見舞金」構想を支援する5億円を計上しました。この予算については、五十嵐官房長官は、「当初予算で駄目ならば補正予算（に計上すること）もあり得る」と述べたとされており、具体的な政府拠出金額は未だ確定されてはいません。

公式に理解される与党案は第一次報告とそれに引き続く予算原案の内示にとどまり、そこで明らかにされた以上の事柄は、公式に出所が特定されない報道に頼らざるを得ません。これらによれば、第一次報告が与党案として採用された12月7日には、「政府は直接個人補償はできない」「政府の拠出金の中から元慰安婦個人へ給付することは極めて困難」という政府・与党の統一見解が明らかにされ、これとほぼ同時期に、五十嵐官房長官は、「個人補償は不可能」との声明を記者会見で発表したとされています。また、仮に一時金の形で支給が検討されるとしても、その場合の資金源は民間基金とするにとどまるとみられ、他方、基金からの金銭の支給も、個々人の被害者に対する謝罪ではなく「見舞金」として性格付けられています。

さらに、2月28日報道されたところによれば、元「従軍慰安婦」のための民間募金に関する政府案は、「女性への暴力に対する防止・救済策」の一つという名目で「女性のためのアジア友好基金」という特別事業の一環として、民間募金を募るというもので、同事業の事務、宣伝費として約5億円をあてるが、募金はあくまで民意に頼り、政府出資はないとされています。

従って、被害者個人に対する直接の補償と謝罪という戦後補償を実現するにおいて不可欠な二つの要請に照らすとき、現在の政府案はこの点を曖昧にしたままの全く不十分な案との誘いを免れません。

戦後補償立法は必要でありかつ可能です

外国人に対する戦後補償の解決を阻んでいる論拠が大きく言って二つあります。一つは、これらはすべて「決着済み」とする主張であり、もう一つは「財源」問題です。しかし、これらはいずれも戦後補償立法を制定することの妨げにはなりません。

個人請求権の問題は未だ決着してはいません

政府・外務省は、戦後補償問題は法的、行政的には決着済みであるといっています。

対外国政府と日本政府との間での「決着」というのであればこの主張は一応首肯し得ます。1951年のサンフランシスコ平和条約およびこれに引き続く二国間の協定は、いずれも国家間の交渉あるいは請求の対象としては個人の賠償請求権を持ち出さないことを合意したものと見られるからです。

しかし、国家間で、個人請求権に関する個人の国籍所属国の外交保護権の放棄が合意されたとしても、個人請求権を有する外国人個人の日本政府に対する請求権は決して放棄されておらず存続しているものです。

日本政府自身も、「最終かつ完全に解決された」とする日韓請求権問題について、「日韓両国間において存在しておりましたそれぞれの国民の請求権を含めて解決したということでごさいますけれども、これは日韓両国が外交保護権を放棄したということでごさいます。したがって、いわゆる個人の請求権そのものを国内法的な意味で消滅させたというものではございせん」(91年8月27日、参院予算委員会、柳井俊二外務省条約局長)と、答弁していることから明らかなように、韓国の被害者が日本の裁判所に提訴することは妨げないとしているのです。

オランダの下院からの「第二次世界対戦に起因する日本に対する請求権に関する諮問」に対する国際法諮問委員会の答申も「当委員会は、平和条約14条およびステッカー・吉田協定によれば、オランダ王国政府は日本政府に対して第二次世界対戦中に日本政府および日本国民が侵した不法行為に基づく請求を行うことができない」として、外交保護権の消滅を確認しつつ、個人請求権の行使については、「オランダ国民の日本政府に対する請求は日

本の司法裁判所に提起されるべきものであり、この請求について、オランダ政府は何等の影響も与えることはできない」としています（オランダ国際法諮問委員会 1991 年 11 月 22 日答申）。

国際法律家委員会（ICJ）の報告書は、一歩すすんで、個人請求権の存在を認定したうえで、次のように勧告しています。

「1. 国家のみならず個人も国際法上の賠償主体となりうることを。

2. 国家は被害者個人に対して十全な賠償を行う主体として適切であり、被害者個人への合理的救済機関を設けるか立法するかの義務がある。

3. 以上の請求権については時効は適用されない。」（国際法律家委員会「従軍慰安婦報告書」、邦訳「国際法からみた「従軍慰安婦」問題」）

未だ決着していない以上、その存否は、政府を一方当事者とし、被害者個人を他方当事者とした、通常裁判所あるいは迅速かつ公平な解決を目指した国際仲裁手続による最終判断によって決着するということにならざるを得ません。

しかし、戦後補償立法は、そうした司法機関の判断を待たずに制定することができます。日本国は、これら司法機関の判定とは独自別個に、自らの非を認めて謝罪し、個人補償を行うことができるのであり、決して禁止されていません。また、立法によって基金を創設しそこに政府が拠出したうえで、それをもって個人からの補償給付にあてることは、司法機関によって認定される補償責任とは無関係に実施することができるものです。

仮に政府の見解のように、個人請求権も含めて解決済みであるとの立場をとるにしても、そのことと補償立法の制定とは何等矛盾しません。1987 年 9 月 29 日全会一致の議員立法として「台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金に関する法律」が制定されたとき、国は台湾住民である元日本軍人軍属が求めていた戦死傷者の補償請求について、その補償義務を争い、最高裁判所に裁判が係属中でした。第一審、第二審とも国側が勝訴していたにもかかわらず、この立法を制定したのでした。

司法機関によって未決着であるならなおさら、たとえ決着済みであったとしても、補償立法によって解決を諮ることの何の妨げにはならないことは明らかです。

政府の補償義務は、補償立法が創設しあるいは確認する条件と範囲で、かつ当該立法措置に根拠を有して行われるわけですから、補償問題が「決着済み」であることは補償立法に反対することの論拠とはなり得ないのです。

財源問題は補償立法を制定するうえでの、阻害要因とはなりません。

日本国による戦後補償問題の解決は、国としての政策決定が何にもまして優先されるべき課題であり、財源問題を理由として政策決定を回避するわけにはいかない課題です。

1994 年 12 月 21 日の共同通信は、「国はなぜ腹をくくってアジアに金を出さないのか。湾岸戦争で 130 億ドル出したのに、これで諸外国が納得するわけがない」という田中宏・一橋大教授（日本アジア関係史）の言を引用しています。130 億ドルは、日本円にして 1 兆 3,000 億円です。

ドイツでは、個人に対する補償金として 1991 年までに 864 億マルク（6 兆 9,000 億円）を支払っているといわれ、現在でも毎月 1 億 2,000 万マルク（96 億円）が支払われ、その総額は 2030 年には 1,200 億マルク（9 兆 6,000 億円）に達するであろうと見積もられているといわれます。これに加えて、1992 年 10 月には、ポーランドの強制労働者を対象に 5 億マルク（400 億円）の和解基金も支払われたと報告されています。

これに比較し、わが国の戦後補償に関する支払いは、そのほとんどが政府間の賠償金にあてられ、それに吸収された在外資産約 3,500 億円を含めても、過去 50 年間の単純合計で 1 兆円強となるにすぎないのです。

日本人の戦争被害者に対する支給は、これまで 35 兆円、現在では毎年 2 兆円からにのぼっている実情に照らせば、外国人に対する戦後補償問題解決に向けてわが国の対応がいかに遅れているかということが明らかになると思います。

戦後補償という課題は、日本国民にとって極めて重要な政治課題です。それは、政策の根幹に係わるそして、わが国の「品格」をかけた深刻かつ重要な政治的決定です。

それは、与党内での政策調整レベルで妥協の対象として、あるいは大蔵省内示の予算措置の枠内で解決をはかるには、あまりに重要すぎる課題であるといって過言ではありません。

去る 8 月、齊藤大蔵事務次官は、「従軍慰安婦など戦後補償問題は、財源の問題ではなく、政策の基本に関するものである」と発言したと報道されていますが、まさに正鵠を射た視点です。

私たちは、いま必要とされているのは、政策の基本に関する日本国としての決断であると信じます。本案が、この決断に向けて、政府与党内だけでなく国会を含めた議論を喚起することになることを祈念しています。

7. 戦後補償に関する政府案を巡る経過の要約

1991 年		
11 月	12 日	韓国・朝鮮人 BC 級戦犯者国家補償等を求めて東京地裁に提訴
12 月	6 日	韓国元「慰安婦」、軍人・軍属ら謝罪と補償求めて東京地裁に提訴。
1992 年		
7 月	6 日	宮沢内閣第一次調査結果公表。「補償に代わる措置」検討表明。
7 月	26 日	日本政府、韓国人元「慰安婦」の聞き取り調査。
12 月	25 日	韓国元「慰安婦」ら山口地裁下関支部に提訴。
1993 年		
3 月	12 日	戦後補償問題を考える弁護士連絡協議会第一回会合
4 月	2 日	フィリピン人元「慰安婦」も東京地裁に提訴。
4 月	5 日	在日の元「慰安婦」東京地裁に提訴。
8 月	4 日	「慰安婦」募集に「強制」を認めて調査結果公表。河野官房長官が「お詫びと反省の気持ち」具体策の約束。
8 月	13 日	香港軍票補償請求訴訟、東京地裁に提訴。
8 月	14 日	戦後処理 1 兆円基金構想（毎日）▶政府全額出資。人的交流・生活支援。民間研究団体から意見聴取。
		「補償問題は朝鮮民主主義人民共和国を除いて一応すんでいる」（武村官房長官）
9 月		細川・メジャー会談。非政府的措置の検討を約束。
1994 年		
1 月	25 日	オランダ人元捕虜民間抑留者東京地裁に提訴。
5 月	25 日	英国外務省、英国民間基金構想（日本企業、基金などが拠出。英国民間人により運営。生活支援など）。
		英国人元捕虜団体、英国民間基金構想がチャリティ基金であることから受け入れを拒否。
6 月	13 日	オランダ下院議長元「慰安婦」への賠償を要請。
6 月	30 日	連合国元捕虜 4 カ国 5 団体が提訴決定の記者会見。
7 月	7 日	政府、「慰安婦」問題、今月中に結論へ（NHK）
7 月	11 日	「補償に代わる措置」について、村山内閣は、今年の終戦記念日までに決着させる方向。（朝日）
7 月	17 日	アジア交流センター構想の公表（外務省・関係省庁）▶5 年で千億円。青年層の交流拡大、学術活動の交流、日本の侵略戦争史などの資料センター、女性自立について話し合うセンター創設、戦争現代史研究援助。
		外相「おわび」の具体策として「補償問題はサンフランシスコ条約などで決着済み。例外を認めると歯止めがかからなくなり、応じられない」（外務省）
7 月	18 日	韓国とフィリピンの 5 団体と日本の 38 団体が「アジア・センター」案を厳しく批判した要望書を首相に提出。
8 月	22 日	斎藤大蔵事務次官が、従軍「慰安婦」など戦後補償問題は「財源の問題ではなく、政策の基本に関するものである」と発言。
		当事者・内外支援 35 団体連名で民間募金構想撤回を求める記者会見。
8 月	31 日	村山首相「平和友好交流計画」談話発表。▶1995 年度から 10 カ年間に千億円。歴史資料センターの設立と戦争被害を被ったアジア諸国との交流の提出。
11 月	22 日	ICJ（国際法律家委員会）が、元「慰安婦」に個人補償請求権があると結論づけた報告書を発表。元「慰安婦」ハーグ常設仲裁裁判所への仲裁合意を日本政府に申入れ。
12 月	6 日	五十嵐官房長官「個人補償はできない」と声明
12 月	6 日	自民、社会、さきがけ与党の「従軍慰安婦問題等小委員会」報告案を了承。
12 月	7 日	「戦後 50 年問題プロジェクトチーム」全体会議「第一次報告」採択。
12 月	9 日	連立与党は、「与党戦後 50 年問題プロジェクト」がまとめた「第一次報告」を了承。
1995 年		
1 月	24 日	日本弁護士連合会「従軍慰安婦問題」に関する提言を公表し、立法等による解決を提言。
		日本政府、元「慰安婦」からのハーグ常設仲裁裁判所への仲裁合意申し入れを拒否。
1 月	30 日	イギリス、アメリカ、オーストリア、ニュージーランドの元捕虜、民間抑留者、東京地方裁判所に提訴。

「外国人戦後補償法」(試案)

発行：戦後補償問題を考える弁護士連絡協議会

戦後補償立法を準備する弁護士の会

連絡先：港区虎ノ門 1-8-10 セイコー虎ノ門ビル 5 階

弁護士 今村嗣夫法律事務所

TEL03-3580-6954 / FAX03-3580-6939

1995 年 3 月 2 日
